

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第30号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表72の項中「又は第3項」を「若しくは第3項又は第39条の22第1項」に改め、同表187の項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表187の項の改正規定 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日
- (2) 別表72の項の改正規定 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号）の施行の日（令和5年12月21日）